

RDF焼却・発電施設跡地活用事業プロポーザル 質問回答

ページ	質問	回答
① P3	【現状有姿での引渡しと地盤条件・埋設物】 「現状のまま引渡し」「地耐力調査は組合は実施せず」「地下埋設物に注意」とあります。既存施設跡地の既知の埋設物・地中廃棄物の情報（図面・台帳）提供の可否をお教え下さい。	本件敷地内の埋設排水管（活管）の図面を提供します。また、現況地盤造成後に建設された三重県企業庁のRDF焼却・発電施設の地質調査データを提供します。ただし、解体工事による地下構造物の撤去、埋め戻しに伴い、表層土は調査時と状況が異なることをご承知おきください。
②	現場事務所の設置を想定しているが、敷地内の出入り制限（時間帯、曜日等）はございますか。	開庁時間は月曜日から金曜日の8時30分から17時15分です。それ以外の時間帯は、原則敷地出入口は施錠しますが、協議により、適切な管理ができると認められるときは、出入りの制限を解除することも可能です。
③	系統用蓄電池の機器設置箇所に鉄錠スラグを活用した簡易舗装を行っても宜しいでしょうか。また、防草対策として有用なため、事業後は残置することは可能でしょうか。その場合、もちろん機器のコンクリート基礎等は撤去いたします。	簡易舗装の施工は可能ですが、環境基準値を満足する材料、施工方法等であることが認められる（管轄官庁との協議を含む。）ものに限ります。 事業終了後の残置については、産業廃棄物としての処理が必要となる性状のものは認められません。詳細は、優先交渉権者決定後の協議において、具体的な性状をお示しいただき決定とします。また、残置可能と判断した場合においても事業終了時の劣化状況等により撤去を求めることがあります。
④	桑名広域清掃事業組合様にて実施している草刈りの頻度と範囲、工期と概算費用の開示は可能でしょうか。	本件敷地に接道する北側市道及び東側県道沿いの緑地については、通行に支障のない範囲（道路境界より1～2m）の除草を年2回程度実施しています。ただし、当該部分は、引き続き、ごみ処理施設整備運営事業の管理運営委託契約に基づき受託事業者が実施しますので、本事業において実施する必要はありません。また、当該除草費用も管理運営委託料に内包されており、個別の費用としてお示しはできません。 本事業においては、対象敷地の上記を除く部分について適切な植栽管理を求めるものであり、その詳細は、ご提案いただく土地利用計画等に基づき、優先交渉権者決定後の協議において最終的に決定するものとします。

⑤		地番「4012-2」の敷地において、蓄電池以外の事業を行うことは可能でしょうか。	4012-2番地に限らず、本件敷地については系統用蓄電池用地としての貸付を想定していますので、原則は不可ですが、傾斜地等、蓄電池の設置が容易ではない等、やむを得ないと認められる範囲において、土地の有効な活用手段として、環境施策や地域貢献に資すると認められる事業については採用することも想定されます。提案の採否については、優先交渉権者決定後の協議によるものとします。
⑥	P3	本事業を行うにあたり、特別目的会社（SPC）を設立する提案とした場合、SPCの出資比率および出資会社を変更することは可能でしょうか。	SPCの設立は認めますが、当該SPCが備えるべき諸条件については、優先交渉権者決定後の協議により決定します。
⑦	P3	【事業期間・更新の取扱い】 事業期間は、「本契約の締結日から25年を限度」とありますが、事業性次第では25年を超えて実施する場合もある事から、期間延長の可否についてお教えください。	募集要項の4ページ、3(4)⑤にあるとおり、協議により事業の継続を認める場合もありますが、本件敷地は、将来的なごみ処理施設の建替え用地であるため、既存施設の延命化工事の実施等により状況が変わるので、事業終了5年前程度を目安に事業期間の延長について協議を開始することを想定しています。
⑧		【環境汚染・廃棄物について】 RDF焼却・発電施設跡地という性質上、土壤汚染や有害物質の残存、又は建設中に廃棄物が露出する可能性について、貴組合として把握している情報があればお教え下さい。	三重県企業庁により当該施設の解体工事が完了していますので、ご指摘のような事項について、当組合として把握していることはございません。
⑨	P4	【事業実績・収支報告の公表と機密保持】 「毎月の事業実績・年度収支の報告」および「実績の公表を認める」とありますが、系統用蓄電所ビジネスの場合、事業の運用ノウハウが毎月の事業収支に直結するため、極力非開示にしたい場合も想定されるため、開示内容については事業者と協議させていただくことは可能でしょうか。	環境施策に資する事業として実施するため、脱炭素効果等の公表は必須と考えますが、事業者のノウハウとして非開示とすることが相当と認められる事項については、協議のうえ非開示とすることも想定されます。